

(保 136)

平成20年9月9日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
藤原 淳

全国健康保険協会の設立に向けた周知用リーフレットの送付について

本年10月より新たに設立されます全国健康保険協会の周知用チラシおよびポスター（厚生労働省・社会保険庁 作成）の配布に対する協力のご案内につきましては、平成20年7月11日付け事務連絡（保104）および7月24日付け事務連絡（保108）にてご連絡させていただいているところであります。

今般、協会本部および支部の所在地等を掲載したリーフレットを新たに作成し、チラシおよびポスター同様、保険医療機関等に配布するにあたりまして、社会保険庁運営部医療保険課より協力依頼がきておりますので、ご対応下さいますようどうぞよろしくお願いいたします。

（添付資料）

1. 全国健康保険協会の設立に向けた周知用リーフレットの送付について
（平20.9.9 社会保険庁運営部医療保険課 事務連絡）
2. リーフレット

「政管健保（政府管掌健康保険）は平成20年10月「協会けんぽ」（全国健康保険協会）に変わります。」（厚生労働省・社会保険庁）

政管健保は平成20年10月

(政府管掌健康保険)

「協会けんぽ」 に変わります。

(全国健康保険協会)

全国健康保険協会



1 組織や職員

職員は公務員ではなく、民間職員になります。



2 サービス

民間のノウハウを積極的に活用し、サービスの向上を進めます。



3 地域に密着した事業

事業主や加入者の皆様の声をお聴きし、地域の実情に応じた事業を展開します。



4 仕事の仕方

職員の意識改革を行い、業務の効率化を進めます。

保険給付の内容は変わりません。

医療機関で受診された場合の自己負担の割合など、健康保険の給付の内容は変わりません。

被保険者証は引き続き使用できます。

平成20年10月以降順次、新たな被保険者証への切替えが行われますが、切替えが完了するまで現在お持ちの被保険者証は引き続き使用できます。

各種申請等の窓口が変わる場合があります。

健保への加入や保険料納付等

社会保険事務所

保険給付や任意継続手続

協会の都道府県支部

厚生労働省・社会保険庁

【お問い合わせ先】

社会保険事務局またはお近くの社会保険事務所まで、10月以降は協会の都道府県支部までお願いします。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

社会保険庁ホームページ

<http://www.sia.go.jp/>

協会けんぽに関するQ&A

Q1. 被保険者証はどうなるの？

➤これまで政府管掌健康保険に加入されている方は、順次、新たな被保険者証への切替えが行われますが、切替えが完了するまで現在の被保険者証(※)は引き続き医療機関等で使用できます。なお、10月1日以降加入された方には、新たな被保険者証が発行されます。

(※) 高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等も同様です。

Q2. 保険給付の内容はどうなるの？

➤医療機関の窓口での自己負担の割合や高額な医療費の場合の負担の限度額、傷病手当金などの現金給付の額や支給要件など、健康保険の給付の内容は、これまでと変わりません。

Q3. 保険料はどうなるの？

➤本年10月の協会設立時の健康保険の保険料率は、9月30日までの政府管掌健康保険の保険料率(8.2%)が適用されます。

➤なお、協会において設立後1年以内に、事業主・被保険者が参画する運営委員会や各都道府県の評議会の意見をお聴きした上で、都道府県別の保険料率を設定することとなります。この場合、年齢構成の高い県ほど医療費が高くなったり、所得水準の低い県ほど同じ医療費でも保険料率が高くなることから、年齢構成や所得水準の違いは都道府県間で調整した上で、地域の医療費を反映した保険料率を設定することとなっています。また、都道府県別保険料率への移行に当たり、保険料率が大幅に上昇する場合には激変緩和措置を講ずることとなっています。

Q4. 健康保険の給付等の申請窓口や保険料の納付先はどうなるの？

➤健康保険への加入や保険料の納付の手続は、従来と同様、最寄りの社会保険事務所(社会保険庁)において、お勤めの会社(事業所)を通じて行います。

➤傷病手当金等の健康保険の給付や任意継続等に関する申請の受付や相談は、協会の各都道府県支部で行います。また、円滑な移行を図るため、当面、協会の職員の巡回等により、社会保険事務所に申請の受付等の窓口を開設します。なお、健康保険の申請や届出は、来所していただくなくとも、郵送で行うことができます。

Q5. 任意継続(退職後も任意で継続して健康保険に加入)の保険料の納付方法はどうなるの？

➤10月分以降の保険料は、コンビニエンスストアで24時間納付が行えるほか、一部の銀行のATM、インターネットによる電子納付を行うことができます。また、ゆうちょ銀行(郵便局)等の一部の金融機関では窓口での納付が行えますが、その他の金融機関では窓口での納付は行えません。取り扱いを行うコンビニエンスストア、金融機関については、10月分の納付書の送付にあわせて、お知らせします。(支部の窓口での現金納付は原則として取り扱いません)

Q6. 健診や保健指導、貸付事業の手続はどうなるの？

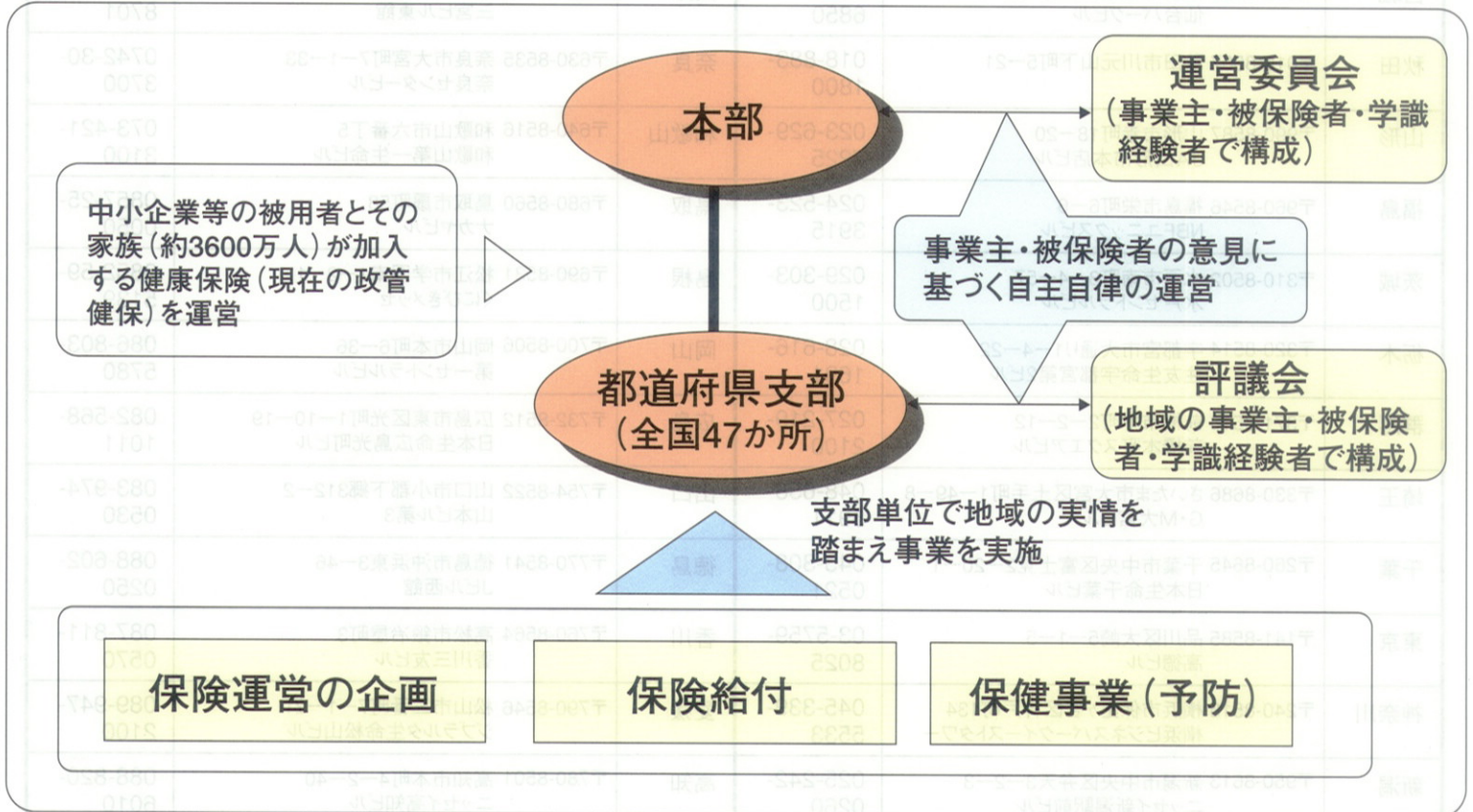
➤健診や保健指導の申込等の手続については、これまで社会保険健康事業財団支部で行っていましたが、10月以降は、全国健康保険協会支部で行います。

➤高額医療費等の貸付事業の申込等の手続については、これまで社会保険協会で行っていましたが、10月以降は全国健康保険協会支部で行います。

全国健康保険協会の概要

Q7. 全国健康保険協会の行う業務は？

➢ 協会は、健康保険の保険者として、被保険者証の発行、保険給付、レセプト（診療報酬明細書）の点検、健診や保健指導等の保健事業などを実施します。




【協会けんぽの理念】

《基本使命》

協会は、保険者として被用者に係る健康保険事業を行い、被保険者等の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって被保険者等の利益の実現を図る。

《キーコンセプト》

- 事業主及び被保険者の意見に基づく自主自律の運営
- 事業主及び被保険者への信頼が得られる公正で効率的な運営
- 事業主及び被保険者への質の高いサービスの提供
- 被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

※「協会けんぽ」は「全国健康保険協会管掌健康保険」の愛称であり、シンボルマーク()とともに、公募により選定されました。

全国健康保険協会本部・支部の所在地・連絡先について

(平成20年10月1日から)

支部名	所在地	電話番号	支部名	所在地	電話番号
北海道	〒060-8524 札幌市北区北7条西4-3-1 新北海道ビル	011-726-0352	滋賀	〒520-8513 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル	077-522-1099
青森	〒030-8552 青森市長島2-25-3 ニッセイ青森センタービル	017-721-2799	京都	〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル七 観音町634 カラスマプラザ21	075-256-8630
岩手	〒020-8508 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル	019-604-9009	大阪	〒541-8549 大阪府中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル	06-6201-7070
宮城	〒980-8561 仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル	022-714-6850	兵庫	〒651-8512 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館	078-252-8701
秋田	〒010-8507 秋田市川元山下町5-21	018-883-1800	奈良	〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル	0742-30-3700
山形	〒990-8587 山形市幸町18-20 JA山形市本店ビル	023-629-7225	和歌山	〒640-8516 和歌山市六番丁5 和歌山第一生命ビル	073-421-3100
福島	〒960-8546 福島市栄町6-6 NBFユニックスビル	024-523-3915	鳥取	〒680-8560 鳥取市扇町58 ナカヤビル	0857-25-0050
茨城	〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル	029-303-1500	島根	〒690-8531 松江市学園南1-2-1 くにびきメッセ	0852-59-5139
栃木	〒320-8514 宇都宮市大通り1-4-22 住友生命宇都宮第2ビル	028-616-1691	岡山	〒700-8506 岡山市本町6-36 第一セントラルビル	086-803-5780
群馬	〒371-8516 前橋市本町2-2-12 前橋本町スクエアビル	027-219-2100	広島	〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル	082-568-1011
埼玉	〒330-8686 さいたま市大宮区土手町1-49-8 G・M大宮ビル	048-658-5911	山口	〒754-8522 山口市小郡下郷312-2 山本ビル第3	083-974-0530
千葉	〒260-8645 千葉市中央区富士見2-20-1 日本生命千葉ビル	043-308-0521	徳島	〒770-8541 徳島市沖浜東3-46 Jビル西館	088-602-0250
東京	〒141-8585 品川区大崎5-1-5 高德ビル	03-5759-8025	香川	〒760-8564 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル	087-811-0570
神奈川	〒240-8515 横浜市保土ヶ谷区神戸町134 横浜ビジネスパークイースタワー	045-339-5533	愛媛	〒790-8546 松山市三番町7-1-21 ジブラルタ生命松山ビル	089-947-2100
新潟	〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル	025-242-0260	高知	〒780-8501 高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル	088-820-6010
富山	〒930-8561 富山市神通本町1-1-19 富山駅西ビル	076-431-6155	福岡	〒812-8670 福岡市博多区上呉服町10-1 博多三井ビルディング	092-283-7621
石川	〒920-8767 金沢市高岡町1-39 住友生命金沢高岡町ビル	076-264-7200	佐賀	〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル	0952-27-0611
福井	〒910-8541 福井市大手3-4-1 福井放送会館	0776-27-8300	長崎	〒850-8537 長崎市万才町3-5 朝日生命長崎ビル	095-829-6000
山梨	〒400-8559 甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスカイビル	055-220-7750	熊本	〒862-8520 熊本市水前寺1-20-22 水前寺センタービル	096-340-0260
長野	〒380-8583 長野市南長野西後町1597-1 長野朝日八十二ビル	026-238-1250	大分	〒870-8570 大分市東春日町1-1 NS大分ビル	097-514-3077
岐阜	〒500-8667 岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル	058-255-5155	宮崎	〒880-8546 宮崎市橋通東1-7-4 第一宮銀ビル	0985-35-5364
静岡	〒420-8512 静岡市葵区日出町2-1 田中産商第一生命共同ビル	054-275-6601	鹿児島	〒892-8540 鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル	099-219-1734
愛知	〒461-8515 名古屋市中区葵1-13-8 アーバンネット布池ビル	052-979-5190	沖縄	〒900-8512 那覇市旭町114-4 おきでん那覇ビル	098-951-2211
三重	〒514-1195 津市久居新町3006 ポルタひさい南棟	059-254-6688	本部	〒102-8575 千代田区九段北4-2-1 市ヶ谷東急ビル	03-5212-8211

お問合せ先は、社会保険事務局や最寄りの社会保険事務所まで。本年10月以降は、全国健康保険協会の都道府県支部までお願いします。ご連絡先等については厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) 及び社会保険庁のホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) まで。

(注) 表紙については、政府広報から転載したものです。